

シンガポール
意匠国際登録規則
2021年10月1日施行

目次

第 I 部 序

- 規則 1 引用及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 様式

第 II 部 シンガポールを指定する国際登録

- 規則 4 保護を受ける権原
- 規則 5 保護国際意匠(シンガポール)の効果
- 規則 6 財産権の対象としての保護国際意匠(シンガポール)
- 規則 7 取引の届出
- 規則 8 優先権
- 規則 9 審査
- 規則 10 拒絶通知
- 規則 11 保護
- 規則 12 取消
- 規則 13 意匠が保護されている旨の虚偽の表示
- 規則 14 政府による使用

第 IV 部 登録局を通じた国際出願

- 規則 16 国際出願

第 V 部 雑則

- 規則 17 国際登録に関する一定の事項の証拠
- 規則 18 代理人
- 規則 19 保護国際意匠(シンガポール)の使用の立証責任
- 規則 20 国際事務局への情報の伝達
- 規則 21 意匠規則の適用

第 I 部 序

規則 1 引用及び施行

本規則は、意匠国際登録規則として引用することができ、2005年4月17日施行。

規則 2 定義

本規則において、文脈上他に要求されない限り、

「共通規則」とは、ハーグ同盟総会により採択されたハーグ協定の1999年改正協定、1960年改正協定及び1934年改正協定に基づく共通規則であって、2004年4月1日に発効し、随時差替、改訂又は修正されたものをいう。

「ハーグ協定のジュネーブ改正協定」とは、意匠の国際登録に関するハーグ協定の、1999年7月2日にジュネーブにおいて署名された改正協定をいう。

「国際出願」とは、国際登録のための国際事務局に対する出願をいう。

「国際登録簿」とは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の目的のために国際事務局が保管する国際登録に関する情報を公式に集積したものをいう。

「国際登録」とは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に従って行われる意匠の国際登録をいう。

「シンガポールを指定する国際登録」とは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づいて、シンガポールへの保護の拡大を求める請求がなされた(関連する国際出願においてかその後かを問わない)国際登録をいう。

「保護国際意匠(シンガポール)」とは、規則11により与えられた意味を有し、「保護された」及び「保護」への言及は、相応に解釈する。

規則 3 様式

(1) 本規則における番号を付された様式への言及は、対応する番号を付した様式の現行版であって、次のものへの言及として解釈する。

(a) 意匠規則の附則2に規定のもの、及び

(b) 庁のインターネット・ウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> に公表するもの

(2) 何れの様式も、意図された場合以外の場合に使用するために、登録官の指示により変更することができる。

第 II 部 シンガポールを指定する国際登録

規則 4 保護を受ける権原

(1) 規則 9 に従うことを条件として、シンガポールを指定する国際登録は、国際登録の詳細が意匠法に基づく意匠登録出願に含まれており、当該出願が意匠法及び意匠規則に基づく意匠登録の要件を満たしている場合は、シンガポールにおいて保護を受けることができる。

(2) (1)において、意匠法第 11 条並びに意匠規則の規則 7、規則 13 から規則 25 まで、規則 27 及び規則 28 は適用されない。

規則 5 保護国際意匠(シンガポール)の効果

(1) 本規則の規定に従うことを条件として、保護国際意匠(シンガポール)に関する国際登録の所有者は、意匠法第 30 条、第 31 条及び第 36 条から第 41 条までに基づく登録意匠の登録所有者と同一の権利及び救済を有する。

(2) (1)は、登録意匠の侵害とならない行為に関する意匠法第 30 条(5)、(6)及び(7)に従うことを条件として適用される。

(3) 意匠法第 30 条(1)の適用上、所有者の権利は、保護国際意匠(シンガポール)が規則 11 に基づいて登録されたものとして扱われる日から効力を有する。

(4) 意匠法第 44 条に基づく侵害訴訟手続の根拠のない脅迫に対する救済は、登録意匠に関して適用されるのと同様に、保護国際意匠(シンガポール)に適用される。

(5) (4)の適用上、

(a) 意匠法第 44 条(1)における意匠登録出願への言及は、保護国際意匠(シンガポール)に関する国際出願への言及として扱われ、

(b) 意匠法第 44 条(2)における意匠登録への言及は、保護国際意匠(シンガポール)の保護への言及として扱われ、また

(c) 意匠法第 44 条(4)における意匠が登録された旨の通知への言及は、意匠が保護国際意匠(シンガポール)である旨の通知への言及として扱われる。

規則 6 財産権の対象としての保護国際意匠(シンガポール)

意匠法第 32 条及び第 33 条は、登録意匠に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、保護国際意匠(シンガポール)に関して適用される。

規則 7 取引の届出

(1) 次のことは、本条規則の適用上、届け出るべき取引である。

(a) 保護国際意匠(シンガポール)の使用のためのライセンス又はサブライセンスの付与

(b) 保護国際意匠(シンガポール)又はそれにおける権利に対する担保権(固定か浮動かを問わない)の付与

(2) (3A)に従うことを条件として、次の者、すなわち、

(a) 届け出るべき取引により、保護国際意匠(シンガポール)における若しくは基づく利益を受ける権原を有すると主張する者、又は

(b) 当該取引により影響を受けると主張するその他の者

により登録官に申請がなされた場合は、取引の関連する詳細を登録簿に記入する。

- (3) 届け出るべき取引の関連する詳細の登録申請は、次の通りとする。
- (a) すなわち
 - (i) (1) (a)にいう届け出るべき取引の場合は、様式 CM6 により、又は
 - (ii) (1) (b)にいう届け出るべき取引の場合は、様式 CM7 により行うこと
 - (b) 取引が保護国際意匠(シンガポール)の使用のためのライセンス又はサブライセンスの付与である場合は、
 - (i) ライセンス又は場合によりサブライセンスの付与者が署名すること、又は
 - (ii) 登録官が取引の十分な証拠であると認める証拠を添付すること
 - (c) 取引が保護国際意匠(シンガポール)又はそれにおける権利に対する担保権(固定か浮動かを問わない)の付与である場合は、
 - (i) 担保権の付与者が署名すること、又は
 - (ii) 登録官が取引の十分な証拠であると認める証拠を添付すること、及び
 - (d) 意匠規則の附則 1 に定める該当の手数料を添えること
- (3A) (3B)に従うことを条件として、登録官は、(3)に記載された要件が遵守されていない場合、届け出るべき取引の関連明細の登録申請を拒絶する。
- (3B) 登録官は、登録官が指定する期間内に、登録申請を裏付けるその他の書類、文書又は情報を提出するよう申請人に求めることができる。
- (4) 次のことは、本条規則の適用上、関連する取引である。
- (a) 保護国際意匠(シンガポール)又はそれにおける権利の譲渡
 - (b) 保護国際意匠(シンガポール)又はそれにおける権利に関する人格代表者による同意
 - (c) 保護国際意匠(シンガポール)又はそれにおける権利を移転する裁判所又はその他の管轄当局の命令
- (5) 次のときまで、すなわち、
- (a) (1)にいう届け出るべき取引の場合は、取引の関連する詳細の登録申請がなされるまで、又は
 - (b) 関連する取引の場合は、取引が国際登録簿に登録されるまでは、保護国際意匠(シンガポール)における利益をそれと知らずに取得する者に対しては、取引は無効である。
- (6) (1)にいう届け出るべき取引により保護国際意匠(シンガポール)における又は基づく利益を受ける権原を有すると主張する者は、次のものを受ける権原を有さない。
- (a) 取引日の後で取引の関連する詳細の登録申請日の前に生じる保護国際意匠(シンガポール)の侵害に関する損害賠償又は利益の返還、及び
 - (b) 取引日の後で取引の関連する詳細の登録申請日の前に生じる政府の役務のための意匠の使用に関する意匠法第 46 条に基づく補償
- (7) 関連する取引により保護国際意匠(シンガポール)に関する国際登録の所有者となる者は、次のものを受ける権原を有さない。
- (a) 取引日の後で取引が国際登録簿に登録される前に生じる保護国際意匠(シンガポール)の侵害に関する損害賠償又は利益の返還、及び
 - (b) 取引日の後で取引が国際登録簿に登録される前に生じる政府の役務のための意匠の使用に関する意匠法第 46 条に基づく補償

- (8) 本条規則において、「関連する詳細」とは、次をいう。
- (a) 保護国際意匠(シンガポール)の使用のためのライセンスの付与の場合は,
 - (i) ライセンシーの名称及び住所
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスが制限つきの場合は、その制限の説明、及び
 - (iv) ライセンスの期間が限定期間であるか又はそれが確認可能な場合は、当該ライセンスの期間
 - (b) 保護国際意匠(シンガポール)の使用のためのサブライセンスの付与の場合は,
 - (i) サブライセンスの付与者及びその者にサブライセンスを付与する権限を与えた各々の者の名称及び住所
 - (ii) サブライセンシーの名称及び住所
 - (iii) サブライセンスが排他的サブライセンスである場合は、その事実
 - (iv) サブライセンスが制限つきの場合は、その制限の説明、及び
 - (v) サブライセンスの期間が限定期間であるか又はそれが確認可能な場合は、当該サブライセンスの期間、並びに
 - (c) 保護国際意匠(シンガポール)又はそれにおける権利に対する担保権の付与の場合は,
 - (i) 被付与者の名称及び住所
 - (ii) 担保権の性質(固定か浮動か)、及び
 - (iii) 担保権又は担保に供された保護国際意匠(シンガポール)における権利の範囲

規則 8 優先権

- (1) (2)に従うことを条件として、意匠法第 12 条は、意匠法に基づく意匠登録に関して適用されるのと同様に、シンガポールを指定する国際登録の保護に関して優先権を付与するように適用される。
- (2) 優先権主張の方法は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定及び共通規則に従って決定する。

規則 9 審査

- (1) 国際事務局からシンガポールを指定する国際登録の通知を受領したときは、登録官は、国際登録が規則 4 に定めるシンガポールにおける保護の要件を満たすか否かを審査する。
- (2) 規則 4 に定めるシンガポールにおける保護の要件が満たされていないと登録官が認める場合は、登録官は、国際事務局に保護の拒絶通知を与える。
- (3) 登録官は、シンガポールを指定する国際登録に関する拒絶通知において、次の事項を明記しなければならない。
- (a) シンガポールを指定する国際登録の所有者が拒絶に対して意見陳述することができる期間、及び
 - (b) 規則 10(2A)が適用される場合、シンガポールを指定する国際登録の所有者は、シンガポールを指定する国際登録のいずれかの事項が補正されたことを意見陳述の一部として登録官に通知することができる旨。
- (4) 所有者が意見陳述を行う期間の延長を要求する場合は、同人は、次の期間の満了前に様式 CM5 による期間の延長請求を登録官に提出しなければならない。

- (a) 拒絶通知に定める期間，又は
- (b) 登録官が従前に付与した延長期間
- (5) 意見陳述を行う国際登録の所有者は，シンガポールにおける送達宛先を書面で登録官に提出しなければならない。

規則 10 拒絶通知

- (1) 規則 9(3)に基づく拒絶通知は，共通規則の規則 26(3)に従う国際登録の公表の日から 6 月の満了後は与えられない。
- (2) 規則 9(3)に基づく拒絶通知には，ハーグ協定のジュネーブ改正協定第 12 条及び共通規則の規則 18 に基づいて要求される事項を記載する。
 - (2A) 登録官が，シンガポールを指定する国際登録のいずれかの事項が補正の対象となることによって拒絶すべきと考える場合，登録官は，
 - (a) 拒絶通知にその旨を記載し，かつ
 - (b) 拒絶に対処するために補正すべき事項を記載することができる。
- (3) 拒絶通知が規則 9(2)に基づいて与えられた後に，所有者が規則 9(3)に定める期間又は登録官が付与した延長期間内に意見陳述を行った場合は，登録官は，拒絶に関して最終決定がなされた時点で，当該決定を国際事務局に通知する。
- (4) (3)の適用上，次の場合に，最終決定がなされたものとみなす。
 - (a) 登録官又は登録官からの上訴に基づく裁判所が，拒絶を支持するか取り下げるかを決定し，当該決定に対する上訴権が満了又は消尽する，又は
 - (b) 拒絶に関する手続が中止又は放棄された場合

規則 11 保護

- (1) シンガポールを指定する国際登録の対象である意匠は，次のときに，保護国際意匠(シンガポール)として保護される。
 - (a) 規則 10(1)にいう 6 月の期間内に拒絶通知が国際事務局に与えられず，当該期間が満了したとき，又は
 - (b) それ以外の場合は，保護の拒絶を取り下げる最終決定がなされた旨を登録官が規則 10(3)に基づいて国際事務局に通知したとき
- (2) 本規則による意匠法の規定の適用上，シンガポールを指定する国際登録の対象である意匠は，意匠法に基づいて登録されたものとして扱われ，以下の日から，保護国際意匠(シンガポール)として保護される。
 - (a) 登録官が規則 10(3)に基づき，国際登録のいずれかの事項が所有者の意見陳述の一部として補正された後，拒絶を撤回する旨の最終決定が行われた旨を国際事務局に通知する場合 - 通知の日付
 - (b) その他の場合 - 国際出願の出願日

規則 12 取消

- (1) 規則 11 に基づいて保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護は，利害関係人の申請に基づいて取り消すことができる。
- (2) (3)，(4)及び(5)に従うことを条件として，意匠法第 27 条は，登録意匠の登録取消に関

して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護の取消に関して適用される。

(3) 意匠法第 27 条の適用上、

(a) 意匠法第 27 条(1)及び(2)における意匠が登録された後の時点への言及は、意匠が保護国際意匠(シンガポール)として保護された後の時点への言及として扱われる。

(b) 意匠法第 27 条(1), (2), (3), (4)及び(5)における意匠の登録取消への言及は、保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護の取消への言及として扱われる。

(c) 意匠法第 27 条(1)及び(6)(a)における意匠の登録日への言及は、意匠が保護国際意匠(シンガポール)として保護された日への言及として扱われる。

(d) 意匠法第 27 条(2)(a)における意匠が登録された時点への言及は、意匠が保護国際意匠(シンガポール)として保護された時点への言及として扱われる。

(e) 意匠法第 27 条(2)(b)及び(6)(b)における登録意匠における権利が意匠法第 22 条(1)に従って満了したことへの言及は、保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護が、意匠法第 27 条(2)(a)にいう芸術作品における著作権が満了したことを理由として満了したことへの言及として扱われる。

(4) 意匠規則第 VI 部は、登録意匠の取消に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護の取消の申請に適用される。

(5) 保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護が何らかの範囲において取り消された場合は、

(a) 登録官は、国際事務局に通知し、

(b) 保護国際意匠(シンガポール)に関する国際登録の所有者の権利は、次のときから、存在しなくなったものとみなされる。

(i) 取消の申請日、又は

(ii) それより早い日に取消理由が存在したことに登録官若しくは裁判所が納得する場合は、その日

規則 13 意匠が保護されている旨の虚偽の表示

(1) 意匠法第 66 条は、登録意匠に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、保護国際意匠(シンガポール)に関して適用される。

(2) 意匠法第 66 条の適用上、

(a) 意匠法第 66 条(1)及び(2)における何れかの物品又は非物理的製品に適用された意匠がその物品又は非物理的製品に関して登録されている旨を表示する者への言及は、何れかの物品又は非物理的製品に適用された意匠が保護国際意匠(シンガポール)として保護されている旨を表示する者への言及として扱われる。

(b) 意匠法第 66 条(3)における登録意匠における権利への言及は、保護国際意匠(シンガポール)に付与された保護への言及として扱われる。

規則 14 政府による使用

意匠法第 IV 部は、登録意匠に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、保護国際意匠(シンガポール)に関して適用される。

第 IV 部 登録局を通じた国際出願

規則 16 国際出願

- (1) 本規則の規定に従うことを条件として、国際出願は、登録局を通じて行うことができる。
- (2) 国際出願は、次の何れかの者のみが行うことができる。
 - (a) 締約国である国の国民
 - (b) 締約国である政府間機関の加盟国の国民
 - (c) 締約国の領土に居住し又は常居所を有する者、又は
 - (d) 締約国の領土に現実かつ真正の工業上若しくは商業上の事業所を有する者
- (3) 登録官は、国際出願が次の通りでない限り、国際出願を国際事務局に送付することを要しない。
 - (a) 共通規則に基づいて要求される様式によりなされ、
 - (b) 国際出願の出願について共通規則に基づいて要求される手数料の納付を伴い、及び
 - (c) 庁に対する 150 ドルの送付手数料の納付を伴う
- (4) (3) (b) にいう納付は、次の要件を遵守しなければならない。
 - (a) 登録官が発出する実施指針に定める一般的要件、及び
 - (b) 特定の場合において、出願人に対する通知書に登録官が定めるその他の要件
- (5) 本条規則において、

「締約国」とは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の当事者である国又は政府間機関をいう。

「締約国の領土」とは、次をいう。

 - (a) 締約国が国である場合は、その国の領土、又は
 - (b) 締約国が政府間機関である場合は、その政府間機関の構成条約が適用される領土

第V部 雑則

規則17 国際登録に関する一定の事項の証拠

- (1) 保護国際意匠(シンガポール)に関するすべての法的手続において、保護国際意匠(シンガポール)に関する国際登録の所有者としての登録は、当該国際登録及びそれについてのその後の譲渡又はその他の移転の有効性の一応の証拠とする。
- (2) 裁判所の確知は、次のものをいう。
 - (a) ハーグ協定のジュネーブ改正協定及び共通規則
 - (b) 国際事務局が発行する国際登録簿の記入事項の謄本、及び
 - (c) 国際事務局が公表する公報の写し
- (3) (2)(b)又は(c)にいう書類は、当該書類において言及された国際事務局の証書又は行為の証拠として認める。
- (4) 国際事務局が発行する書類又は当該書類の記入事項若しくはその抄本の証拠は、その謄本の提出により法的手続において与えることができ、当該謄本は、証拠として受領する。
- (5) 本条規則において、「法的手続」とは、登録官に対する手続を含む。

規則18 代理人

次のこと、すなわち、

- (a) 保護国際意匠(シンガポール)としての意匠の保護を求める請求、又は
 - (b) 保護国際意匠(シンガポール)に関する手続
- に関連して、ある者が本規則に基づいて要求又は許可される行為は、その者が口頭又は書面で授権した代理人がなすことができる。

規則19 保護国際意匠(シンガポール)の使用の立証責任

保護国際意匠(シンガポール)に関する民事手続において、意匠が使用されていたことに関して疑義が生じた場合は、意匠に関する国際登録の所有者は、それについてどのような使用がなされていたかを示す責任を負う。

規則20 国際事務局への情報の伝達

成文法又は法の支配に拘らず、登録官は、シンガポールが本規則、ハーグ協定のジュネーブ改正協定又は共通規則に基づいて伝達することを要する情報を国際事務局へ伝達することができる。

規則21 意匠規則の適用

- (1) 本規則に別段の規定がある場合を除き、意匠規則は、意匠登録出願及び登録意匠に関して適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、シンガポールを指定する国際登録及び保護国際意匠(シンガポール)に関して適用される。
- (2) 費用及び費用の担保並びに登録官に対する証拠に関する意匠法及び意匠規則の規定は、登録意匠又は意匠登録出願に関する手続に関して適用されるのと同様の方法で、本規則に基づく手続に関して適用される。
- (3) 疑義を回避するために、意匠規則の規則7、規則13から規則25まで、規則27から規

則 29 まで，規則 31 から規則 39 まで及び規則 68 は，シンガポールを指定する国際登録又は保護国際意匠(シンガポール)には適用されない。